

石川県公報

平成 25 年 3 月 29 日

第 1 2 5 8 2 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
行政書士法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出 (総務課)	1	石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	6
石川県情報公開条例第30条第1項の知事が定める法人 (同)	1	大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	7
石川県個人情報保護条例第49条第1項の知事が定める法人 (同)	2	土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	8
七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (地方課)	2	土地改良区の役員就任公告 (同)	8
志賀町の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (同)	2	土地改良区の定款変更認可公告 (同)	8
消防法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出 (消防保安課)	3	指定確認検査機関の変更の届出の公告 (建築住宅課)	9
消防法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出 (同)	3	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告 (同)	9
自然公園施設の使用期間の変更 (自然環境課)	3	公安委員会	
県道の路線の認定 (道路整備課)	3	地域交通安全活動推進委員の委嘱	9
県道の区域の決定 (同)	3	選挙管理委員会	
一般国道の区域の変更 (同)	4	政治団体の届出の公表	11
県道の区域の変更 (同)	4	政治団体の届出事項の異動の届出の公表	12
県道の供用の開始 (同)	5	政治団体の解散の届出の公表	13
宅地建物取引業法に基づく指定試験機関の名称の変更 の届出 (建築住宅課)	6	資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	13
石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	6	不在者投票ができる施設の指定	13
		個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催する ことができる公営施設の指定の取消しの報告	14
		人事委員会	
		一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則	14
		県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	14

告 示

石川県告示第139号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項に規定する指定試験機関である財団法人行政書士試験研究センターから、同法第4条の4第2項の規定により、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 変更後の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 変更しようとする年月日
平成25年4月1日

石川県告示第140号

石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第30条第1項の知事が定める法人を次のように定め、公表の日から施行する。

なお、石川県情報公開条例第30条第1項の知事が定める法人(平成13年石川県告示第185号)は、廃止する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

条例第30条第 1 項の知事が定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第152条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法人
- (2) 政令第140条の 7 第 1 項に規定する法人 (前号に掲げる法人を除く。)
- (3) 政令第152条第 4 項第 1 号に掲げる法人

石川県告示第141号

石川県個人情報保護条例 (平成15年石川県条例第 2 号。以下「条例」という。) 第49条第 1 項の知事が定める法人を次のように定め、公表の日から施行する。

なお、石川県個人情報保護条例第49条第 1 項の知事が定める法人 (平成16年石川県告示第344号) は、廃止する。

平成25年 3 月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

条例第49条第 1 項の知事が定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第152条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法人
- (2) 政令第152条第 4 項第 1 号に掲げる法人

石川県告示第142号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成25年 3 月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
中島町浜田 5 部91の地先公有水面埋立地 中島町河崎 3 部91の 1、91の 2、92～95、138、141、143に各々隣接する中島町河崎レ部の道路である公有地の地先公有水面埋立地	22,414.29m ²

石川県告示第143号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項の規定により、志賀町長から同町の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成25年 3 月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
羽咋郡志賀町西海風戸口125の 2、126の 2、126の 3 に各々隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地	9.55m ²
羽咋郡志賀町西海風戸口204の 1、205の 1 の各地先公有水面埋立地 羽咋郡志賀町西海風戸口117の 2、204の 1、205の 1、205の 2、八 6 の乙、9、10に各々隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地 羽咋郡志賀町西海風戸口115、116の 1、116の 2、八 1、4 の乙、5、6 の甲に各々隣接する道路である国有地に隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地 羽咋郡志賀町西海風戸口117の 2、205の 2 の区域に介在する国有地に隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地 羽咋郡志賀町西海風戸八 1、4 の乙の区域に介在する水路である国有地に隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地	1,581.71m ²

石川県告示第144号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり危険物取扱者試験の実施に関する事務を取り扱う指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人消防試験研究センター
- 変更する年月日
平成25年4月1日

石川県告示第145号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において読み替えて準用する同法第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人消防試験研究センター
- 変更する年月日
平成25年4月1日

石川県告示第146号

石川県自然公園施設条例（昭和43年石川県条例第13号）第9条第1項に規定する自然公園施設の使用期間について、平成25年における使用期間を次のとおり変更する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

自然公園施設の名称	変更後の使用期間
南竜山荘	7月1日から10月15日まで

石川県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、次のとおり県道の路線を認定した。

なお、その関係図面は、平成25年3月29日から同年4月12日まで、石川県土木部道路整備課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	起 点	重要な経過地	備 考
	終 点		
金 沢 羽 咋 自 転 車 道 線	河北郡内灘町		
	羽咋市柳田町		

石川県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を決定した。

なお、その関係図面は、平成25年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域		関係図面の縦覧場所
	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢羽咋自転車道線	2.00 ~ 33.60	33,488	石川県土木部道路整備課

石川県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
471号	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所津幡土木事務所
	かほく市八野平250番地先から かほく市八野ホ149番7地先まで		5.30 ~ 27.30	445.5	
249号	下記区間を道路区域から除外する。				奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市長井町式字51番1地先から 輪島市長井町式字37番2地先まで		1.70 ~ 7.65	79.7	

石川県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島浦上線	輪島市大沢町浜山97番2地先から 輪島市大沢町浜山99番1地先まで	旧	9.20 ~ 18.50	57.3	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	12.80 ~ 27.10	57.3	
"	輪島市西二又町22番1地先から 輪島市西二又町二部8番地先まで	旧	4.45 ~ 16.70	86.6	"
		新	8.30 ~ 17.80	86.6	
"	輪島市上山町元上7字11番2地先から 輪島市上山町元池田又部104番1地先まで	旧	7.90 ~ 25.30	85.8	"
		新	11.95 ~ 40.60	85.8	
珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻イ201番1地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻は54番地先まで	旧	4.55 ~ 8.80	10.2	"
		新	8.60 ~ 8.80	10.2	
輪島富来線	輪島市門前町二又川参1番地先から 輪島市門前町二又川さ43番地先まで	旧	5.97 ~ 9.86	60.2	"
		新	8.78 ~ 23.61	60.2	
"	輪島市空熊町滝ノ本1番1地先から 輪島市空熊町空熊82番地先まで	旧	4.05 ~ 15.25	58.2	"
		新	4.90 ~ 39.25	58.2	
"	輪島市二俣町六部76番1地先から 輪島市別所谷町神明6番1地先まで	旧	4.20 ~ 17.10	530.0	"
		新	8.90 ~ 54.10	530.0	

与呂見 藤波線	鳳珠郡能登町字当目11字8番1地先から	旧	9.20 ~ 12.20	40.0	"	
	鳳珠郡能登町字当目17字27番8地先まで	新	10.80 ~ 16.90	40.0		
"	鳳珠郡能登町字藤波ウ字1番9地先から	旧	5.10 ~ 7.10	138.0	"	
	鳳珠郡能登町字藤波ウ字1番8地先まで	新	6.70 ~ 27.00	138.0		
輪島山田線	鳳珠郡能登町字宮地式字188番1地先から	旧	8.80 ~ 15.15	80.8	"	
	鳳珠郡能登町字宮地へ字3番地先まで	新	8.80 ~ 50.80	80.8		
"	鳳珠郡能登町字山田六田字113番1地先から	旧	4.90 ~ 7.85	82.6	"	
	鳳珠郡能登町字山田六田字98番地先まで	新	6.55 ~ 12.35	82.6		
志賀富来線	羽咋郡志賀町赤住ヲ16番1地先から	旧	14.20 ~ 17.00	48.0	中能登土木 総合事務所 羽咋土木 事務所	
	羽咋郡志賀町赤住ヲ16番1地先まで	新	14.20 ~ 17.00	48.0		
森本津幡線	河北郡津幡町字東荒屋又48番3地先から	旧	12.27 ~ 14.27	10.0	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所	
	河北郡津幡町字東荒屋又48番3地先まで	新	12.27 ~ 14.13	10.0		
"	河北郡津幡町字東荒屋ノ26番2地先から	旧	11.30 ~ 27.78	27.5	"	
	河北郡津幡町字東荒屋ノ26番2地先まで	新	11.30 ~ 14.90	27.5		
小松鶴来線	下記区間を道路区域から除外する。			10.90 ~ 30.00	603.4	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市龍助町39番地先から	小松市材木町86番1地先まで				
"	下記区間を道路区域に編入する。			18.00 ~ 39.30	686.0	"
	小松市龍助町107番1地先から	小松市土居原町103番5地先まで				
金沢 田鶴浜線	河北郡内灘町字向粟崎チ139番1地先から	旧	29.30 ~ 135.50	2,141.0	石川 県 土木部 道路整備課	
	河北郡内灘町字大根布八字1番1地先まで	新	24.10 ~ 127.50	2,141.0		
"	河北郡内灘町字大根布八字16番1地先から	旧	29.90 ~ 139.80	15,567.9	"	
	かほく市二ツ屋フ1番1地先まで	新	23.50 ~ 121.00	15,567.9		
"	羽咋郡宝達志水町免田又106番2地先から	旧	0.00 ~ 145.50	15,648.4	"	
	羽咋市柳田町六九11番11地先まで	新	0.00 ~ 137.50	15,648.4		

石川県告示第151号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島浦上線	輪島市大沢町浜山97番2地先から 輪島市大沢町浜山99番1地先まで	平成 25 年 3 月 29 日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
"	輪島市西二又町22番1地先から 輪島市西二又町二部8番地先まで	"	"
"	輪島市上山町元上7字11番2地先から 輪島市上山町元池田又部104番1地先まで	"	"
珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻イ201番1地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻は54番地先まで	"	"

輪島富来線	輪島市門前町二又川参 1 番地先から 輪島市門前町二又川さ43番地先まで	〃	〃
〃	輪島市空熊町滝ノ本 1 番 1 地先から 輪島市空熊町空熊82番地先まで	〃	〃
〃	輪島市二俣町六部76番 1 地先から 輪島市別所谷町神明 6 番 1 地先まで	〃	〃
与呂見 藤波線	鳳珠郡能登町字当目11字 8 番 1 地先から 鳳珠郡能登町字当目17字27番 8 地先まで	〃	〃
〃	鳳珠郡能登町字藤波ウ字 1 番 9 地先から 鳳珠郡能登町字藤波ウ字 1 番 8 地先まで	〃	〃
輪島山田線	鳳珠郡能登町字宮地式字188番 1 地先から 鳳珠郡能登町字宮地へ字 3 番地先まで	〃	〃
〃	鳳珠郡能登町字山田六田字113番 1 地先から 鳳珠郡能登町字山田六田字98番地先まで	〃	〃
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ111番 1 地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ113番 1 地先まで	〃	〃
志賀富来線	羽咋郡志賀町赤住ヲ16番 1 地先から 羽咋郡志賀町赤住ヲ16番 1 地先まで	〃	中能登土木 総合事務所 羽咋土木 事務所
小松鶴来線	小松市龍助町107番 1 地先から 小松市土居原町182番 6 地先まで	平成 25 年 4 月 1 日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第152号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定試験機関の名称
財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 3 変更年月日
平成25年4月1日

石川県告示第153号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成25年6月22日から施行する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行安宅支店の項を削る。

公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域の一部変更

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢高柳店

金沢市高柳町二55番 1 ほか16筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

東京都台東区上野七丁目14番4号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社北越ケーズ 代表取締役 山本 邦彦

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,993平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

139台

(2) 駐輪場の収容台数

73台

(3) 荷さばき施設の面積

103平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

47立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後7時まで

7 届出年月日

平成25年3月19日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成25年3月29日から同年7月29日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年7月29日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	宮野英喜	金沢市才田町乙4番地	平成24年7月24日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

花園土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	杉澤茂樹	金沢市二日市町水27番地2	平成25年3月3日
監事	町野博明	金沢市今町ト20番地	〃

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小嶋 励	金沢市才田町東130番地	平成25年3月10日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
邑知潟土地改良区	平成25年3月19日
八ヶ用水土地改良区	平成25年3月21日

指定確認検査機関の変更の届出の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関から、次のとおり指定確認検査機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定確認検査機関の名称
財団法人石川県建築住宅総合センター
- 変更後の指定確認検査機関の名称
一般財団法人石川県建築住宅センター
- 変更する年月日
平成25年4月1日

指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人石川県建築住宅総合センター
- 変更後の指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人石川県建築住宅センター
- 変更する年月日
平成25年4月1日

公安委員会

石川県公安委員会告示第32号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により告示する。

平成25年3月29日

石川県公安委員会

平成25年度地域交通安全活動推進委員

石川県公安委員会

活動区域管轄警察署	氏名	住所	委嘱年月日
金沢中警察署	後迫政道	金沢市	平成25年4月1日
	宮川稔	金沢市	
	丸岡喜代子	金沢市	
	宮本健悟	金沢市	
	中野毅	金沢市	
	羽場隆	金沢市	
	有田登美子	金沢市	
	松橋正子	金沢市	
	中屋隆武	金沢市	
	宮地隆夫	金沢市	
	松本勝	金沢市	
	杉岡美知子	金沢市	

	野 村 眞理子 関 澤 進	金沢市 金沢市
金 沢 東 警 察 署	本 正 寛 山 内 喜代志 村 松 俊 哉 真 田 通 夫 中 川 勅 高 野 輝 雄 水 口 美智子 村 上 みどり 阿 部 靖 司	金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市
金 沢 西 警 察 署	安 達 清 池 田 昭 一 泉 正 和 高 木 敦 西 本 二 郎 宮 本 則 子 元 祐 幸 子 竹 内 明	金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市
大 聖 寺 警 察 署	井 筒 幸 夫 末 友 多美子 河 田 義 弘 横 山 二三雄 佐々木 百合子 加 端 幸 子 小 谷 清 範	加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市
小 松 警 察 署	北 川 辰 夫 瀬 戸 泰 男 油 野 俊 彦 北 川 昭 江 高 戸 悦 子 酒 井 恵美子 清 水 宣 夫 前 川 幸太郎	小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市
寺 井 警 察 署	上 村 眞 吾 宮 崎 千 市 高 田 鉄 夫 谷 口 洋 美 村 上 正	能美市 能美郡川北町 能美市 能美市 能美市
白 山 警 察 署	岡 山 芳 英 大 深 伸 尚 大 竹 成 和 徳 多 正 人 加 野 三枝子 小 松 輝 雄 向 幸 男 常 山 明 夫	野々市市 野々市市 白山市 白山市 白山市 白山市 金沢市 白山市

	尾 西 英 智 徳 田 章 車 幸 弘	白山市 白山市 白山市
津 幡 警 察 署	西 谷 富 雄 野 村 親 八 簀 嶋 隆 鹿 嶋 信 弘 小 川 憲 一 小 山 圭 介	かほく市 河北郡内灘町 かほく市 河北郡内灘町 かほく市 河北郡津幡町
羽 咋 警 察 署	坂 室 茂 嘉 門 昌 平 安 達 鏡 子 西 村 慎 治 山 本 直 子 細 川 里 花	羽咋郡宝達志水町 羽咋郡宝達志水町 羽咋郡宝達志水町 羽咋市 羽咋郡宝達志水町 羽咋市
七 尾 警 察 署	坂 井 節 子 木 下 義 隆 川 淵 正 古 川 利 之 川 淵 稔 沢 井 光 子 村 中 和 美 勝 山 一	七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市 七尾市
輪 島 警 察 署	室 木 あつ子 中 田 幸 一 近 藤 充 夫 下 澤 敏 彦 湯 口 かをる 坂 本 和 夫 越 戸 光 雄 中 野 和 男 山 瀬 秋 雄 高 城 恵 子	鳳珠郡穴水町 輪島市 鳳珠郡穴水町 輪島市 鳳珠郡穴水町 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市
珠 洲 警 察 署	大 森 莊 養 星 野 紀 子 細 畑 美代子 大 屋 音喜智 浅 井 和 平 泉 谷 信 七 泉 浩 治 中 板 睦 子 濱 野 清 美	鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 珠洲市 珠洲市 珠洲市 珠洲市

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の

2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年 3 月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
津田さとる連合後援会	高 野 清 治	土 上 猛	羽咋郡宝達志水町上田出ノ - 37	平成25年 2 月 7 日
杉本久実男後援会	杉 本 勇喜男	中 正 直 敏	羽咋郡宝達志水町杉野屋ル 35 - 3	平成25年 2 月13日
山田修路後援会連合会	和 澤 吉治郎	西 井 秀一 郎	金沢市中村町21 - 18 メゾ ン・ド・エスポワール303	平成25年 2 月15日

石川県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 3 月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党 石川県金沢市第十二支部	会計責任者	中 西 浩一 郎	府 坡 孝	平成25年 2 月 6 日
自由民主党輪島支部	会計責任者	大 宮 正	上 平 公 一	平成25年 2 月27日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
谷本まさのり白山市後援会	主たる事務所 の所在地	白山市幸明町132 - 1	白山市平松町109番地	平成25年 2 月 4 日
田中てんろう後援会	会計責任者	中 西 浩一 郎	府 坡 孝	平成25年 2 月 6 日
白山ののいち医師連盟	代 表 者	吉 光 康 平	斉 藤 建 二	平成25年 2 月 6 日
建設青年政経クラブ	代 表 者	上 野 晋	水 内 誠	平成25年 2 月 8 日
	会計責任者	野 村 幸 平	丹 保 甚 逸	平成25年 2 月 8 日
杉本成一後援会	主たる事務所 の所在地	かほく市谷ヲ95番地	かほく市谷ヲ27番地	平成25年 2 月 8 日
	代 表 者	榊 原 邦 雄	小 池 田 嗣 郎	平成25年 2 月 8 日
石川県電器商政治連盟	代 表 者	上 馬 定 司	片 岡 清	平成25年 2 月12日
宮下とし子後援会	会計責任者	窪 田 正 尚	山 口 幸 男	平成25年 2 月14日
谷本正憲を励ます県職OB会 珠 洲 支 部	会計責任者	小 向 幸 明	隨 念 信 夫	平成25年 2 月15日
宮本しゅうじ後援会	名 称	宮本しゅうじ後援会	宮本周司後援会	平成25年 2 月19日
	会計責任者	徳 川 猛	宮 本 真 未	平成25年 2 月19日
た け お 会	代 表 者	稲 安 保	橋 本 銀 嗣	平成25年 2 月19日
	会計責任者	岩 田 光 朗	高 木 好 邦	平成25年 2 月19日
美 翔 会	代 表 者	坂 澄 子	宝 達 孝 子	平成25年 2 月22日
	会計責任者	大 石 和 代	小 泉 美 穂	平成25年 2 月22日
幸福実現党金沢北後援会	会計責任者	中 村 美千代	中 嶋 正 治	平成25年 2 月25日

谷 本 正 憲	代 表 者	田 村 行 利	姥 浦 博 史	平成25年2月26日
七尾鹿島建設業後援会	会計責任者	沢 野 哲	田 村 行 利	平成25年2月26日
寺井秀樹後援会	会計責任者	寺 井 隆 史	石 井 英 樹	平成25年2月26日
向山忠秀後援会	会計責任者	浜 木 満 喜	辻 新 太 郎	平成25年2月28日
加賀市医師連盟	代 表 者	松 下 重 人	稲 坂 暢	平成25年2月28日
	会計責任者	竹 谷 良 平	正 来 恭 定	平成25年2月28日

石川県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
日 本 維 新 の 会 石 川 県 第 1 区 支 部	平 成 25 年 2 月 14 日
自 由 民 主 党 石 川 県 衆 議 院 支 部	平 成 25 年 2 月 27 日

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
つ く し 会	平 成 25 年 2 月 1 日
坂 井 毅 橘 区 後 援 会	平 成 25 年 2 月 7 日
清 新 な 七 尾 を つ く る 会	平 成 25 年 2 月 20 日
武元文平を支える女性部「稲穂の会」	平 成 25 年 2 月 21 日
北 川 謙 一 後 援 会	平 成 25 年 2 月 22 日
新 進 石 川	平 成 25 年 2 月 22 日
岡 田 俊 吾 後 援 会	平 成 25 年 2 月 26 日
一 二 三 秀 仁 後 援 会	平 成 25 年 2 月 27 日
紙 谷 清 則 後 援 会	平 成 25 年 2 月 27 日

石川県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
宮本周司	参議院議員	宮本しゅうじ後援会	資金管理団体の名称	宮本しゅうじ後援会	宮本周司後援会	平成25年2月19日

石川県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成25年3月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム 第二宝達苑	羽咋郡宝達志水町小川八250番地

石川県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定取消年月日
宝達志水町	吉野屋地区担い手センター	羽咋郡宝達志水町吉野屋ヨ94番地1	平成25年2月15日
七尾市	七尾市ふれあい交流館相馬	七尾市伊久留町馬部28の1番地	平成25年2月20日
七尾市	七尾市ふれあい交流館金ヶ崎	七尾市大津町7部112番地	平成25年2月20日
内灘町	内灘町勤労青少年ホーム軽運動室	河北郡内灘町字西荒屋八24番地4	平成24年11月21日

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(一)の項及び医療職給料表(三)の項中「錦城学園」及び「精育園」を削る。

別表第七上の表獣医師の項中「2級13号給」を「2級15号給」に改める。

別表第九精育園及び錦城学園の項を削り、同表他の地方公共団体等の項中「三」を「から四・五まで」に改める。

別表第十知事の事務部局の部精育園の項及び錦城学園の項を削る。

別表第十七中

上野台中学校 舩倉島分校	輪 島 市	五 級	を
西保小学校	輪 島 市	一 級	
町野小学校	輪 島 市	準くき地	

に改める。

上野台中学校 舩倉島分校	輪 島 市	五 級
町野小学校	輪 島 市	準くき地

附 則

この規則は平成二十五年四月一日から施行する。

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月29日

石川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第3号の項中「ダム建設事務所」を削り、同部第13号の項中「精育園、錦城学園」を削り、同部第14号の項を削り、同部別表第1各号に該当しない官公署の項中「(紀尾井会館を除く。)」を削る。